

令和5年5月9日

保護者 各位

宜野湾市立普天間第二小学校
校長 大村 朝永
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症における出席停止等について（お知らせ）

時下、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、学校の感染防止対策へのご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することとなりました。

つきましては、令和5年5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症に係る、出席停止措置の取り扱い等を下記の通りといたしますので、内容の確認をお願いします。

記

1 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

「発症した日を0日とし、5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」

※発症した日や症状が軽快した日は0日で起算する

※軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱しており、咳や息苦しさなどの呼吸器症状が改善傾向である場合

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスク着用を推奨します。

2 濃厚接触者の取り扱いについて

「5月8日以降は濃厚接触者として特定しない。体調不良でなければ登校可能とする。」

※登校時は、家で検温してから登校、マスク着用を推奨します。

※家では、陽性者との接触を避けるように注意して過ごす。

※新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者について、出席停止としない。

3 発熱や咽頭痛、咳などの症状がある場合

「発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、登校を控える。」

※休んだら病欠扱い。(症状によっては受診、症状が治まってから登校をさせてください)

4 その他

家族の体調不良で休んだ場合、本人に症状がないなら事故欠扱いとなります。

【この件に関する問い合わせ先】

宜野湾市立普天間第二小学校

電話 098-892-2424